

# Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(データ利活用)

## 第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platform サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。( <https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html> ))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト( <https://sdpf.ntt.com/> ))に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定める Smart Data Platform サービス(そのカテゴリーがデータ利活用に係るものに限ります。以下「SDPF サービス(データ利活用)」といいます。)を提供します。

## 第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 SDPF サービス(データ利活用)には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありませぬ。

## 第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社が SDPF サービス(データ利活用)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPF サービス(データ利活用)に係るメニュー等の終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

別紙 1 加工

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica	各クラウド、およびオンプレミスに存在している各種データ、アプリケーションの統合を構築し、展開するためのプラットフォームである iPaaS を提供するもの
(2) データ匿名化 tasokarena	NTT テクノクロス株式会社(以下、「テクノクロス」といいます。)が提供している匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena を月額サブスクリプション契約で提供するもの

2 各メニューの提供条件等

(1) データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica

A 提供条件

- (A) 本メニューの利用において、契約者は本規約の定めに加え、インフォマティカ・ジャパン株式会社(以下、「Informatica」といいます。)&「インフォマティカライセンスおよびサービス契約」(以下、「ILSA」といいます。)、および注文書(以下、「Exhibit A」といいます。)を締結いただくことが条件となります。
- (B) 本メニューに係る利用料として、別途、当社から契約者に提示する見積書に定めた料金を適用します。契約者が提示された見積書に合意し、本メニューの申込を当社の指定する方法で申込を行い、当社が承諾の通知を発信してから 15 営業日以降の当社指定の日付から契約開始となります。なお、契約者が利用開始希望日の前営業日前までに Informatica と ILSA および Exhibit A を締結できない場合、当社は上記の承諾を撤回し、当社及び契約者にて利用開始日を協議し、双方で合意した後に契約者が改めて本メニューを申し込むものとします。
- (C) 本メニュー契約開始後の追加メニューの申込についても前項のとおりとしますが、その場合、契約者が Informatica と締結する書面は ExhibitA のみとします。
- (D) 本メニューは、見積書に定めるサービスメニュー毎に利用開始から 2 年間の契約期間となります。なお、メニューにより、契約期間が 2 年以内となる場合もあります。
- (E) 当社は契約者に対して、本メニューの契約終了及び契約更新について終了及び更新の 1ヶ月前に通知するものとします。
- (F) 本メニューは、料金表に定めるサービスメニュー毎に利用開始から 1 年間又は 2 年間の契約期間となります。
- (G) 契約更新の場合の手続きも第(B)項のとおりとしますが、その場合、契約者が Informatica と締結する書面は ExhibitA のみとします。
- (H) 契約期間内に契約の解除があった場合は、契約期間に相当する利用額(契約の解除があった単位に係る月額上限料金に 24 ヶ月を乗じた額とします)から、利用開始から契約の解除があった日までの期間において現に支払のあった額を差し引いた額を、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。ただし、契約期間終了月の途中解約の場合はこの限りではありません。
- (I) 本メニューは、SDPF サービスを日本で契約した場合にのみご利用いただけます。

B 料金算定方法

- (A) 本メニューに係る利用料として、別途、当社から契約者に提示する見積書に定めた料金を適用します。
- (B) 契約開始日が当月 1 日の場合、契約開始日より利用料が発生します。また、契約開始日が当月 2 日以降の場合、契約開始月の翌日より利用料が発生いたします。
- (C) 本メニューに係る契約期間内での契約の解除があった場合の違約金として、算定された金額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

(2) データ匿名化 tasokarena

A 提供条件

- (A) 本メニューの利用にあたっては、本規約の定めに加え、匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾約款 (<https://sdpf.ntt.com/docs/files/匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾契約約款.pdf>) (以下、「使用許諾約款」といいます。)が適用されます。
- (B) 本メニューは、SDPF サービスを日本で契約した場合にのみで利用できます。
- (C) 使用許諾約款の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約と使用許諾約款の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- (D) 契約者が、使用許諾約款に違反した場合には、当社は、サービス提供を中止するものとします。
- (E) 契約者にソフトウェアを提供するために、申込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)をテクノクロスへ提供します。当社からテクノクロスに提供された個人情報はテクノクロスのプライバシーポリシー (<https://www.ntt-tx.co.jp/privacy.html>)に従って取扱われるものとします。

- (F) テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena の提供を中止または停止する場合、当社は同サービスの提供を中止または停止するものとします。
- (G) テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena に係る料金(テクノクロスが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定するデータ匿名化 tasokarena に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

**B 料金算定方法**

本メニューは、申込み月は無料となり、翌月からの課金となります。

## 別紙 2 可視化

### 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) BI/BA ツール TIBCO Spotfire®	NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が提供している TIBCO Spotfire®を SDPF サービス(データ利活用)で提供するもの

### 2 各メニューの提供条件等

#### (1) BI/BA ツール TIBCO Spotfire®

##### A 提供条件

- (A) 本メニューに係る契約は、本メニューの申込を当社の指定する方法で申込を行い、当社が承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- (B) 本メニューの利用に係る契約期間は 6 ヶ月です。
- (C) 契約期間の最終日の 15 営業日前までに、本メニューの解約申込みがない場合は、契約期間は 6 ヶ月延長され、以後も同様とします。
- (D) 2(1)A(C)で定めた契約期間は、ライセンスの追加の申込がある場合でも当初の契約期間とします。
- (E) 契約期間内に契約の解除があった場合は、契約期間に相当する利用額(契約の解除があった単位に係る月額上限料金に 6 ヶ月を乗じた額とします)から、利用開始から契約の解除があった日までの期間において元に支払のあった額を差し引いた額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。
- (F) 本メニューの契約期間終了に関して当社は契約者に対して、契約期間終了の 1 ヶ月前に通知するものとします。
- (G) 本メニューは、SDPF サービスを日本で契約した場合にのみご利用いただけます。また、本メニューのライセンスを SDPF サービス以外の環境で利用した場合、本メニューの利用を停止します。
- (H) 本メニューの廃止日までに、契約者にて本メニューに関わるソフトウェアの消去を実施するものとします。
- (I) TIBCO Spotfire®の利用については、本規約の定めに加え、TIBCO Software Inc.の EULA (<https://terms.tibco.com/#end-user-license-agreement>)ならびに米国人法人である TIBCO Software Inc.が <https://terms.tibco.com/posts/859129-terms> および <https://terms.tibco.com/posts/845633-maintenance>, <https://terms.tibco.com/#end-user-license-agreement> (各文書に記載のリンク先を含む)において開示する契約条件(以下、本条において併せて「TIBCO Spotfire®契約条件」といいます)が適用されるものとします。
- (J) 前項の TIBCO Spotfire®契約条件の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約とに齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- (K) 契約者が、TIBCO Spotfire®契約条件に違反した場合には、当社は、サービス提供を中止するものとします。
- (L) NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が TIBCO Spotfire®の提供を中止または停止する場合、当社は同サービスの提供を中止または停止するものとします。
- (M) NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が TIBCO Spotfire®に係る料金(NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が当社に請求するものを言います)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する TIBCO Spotfire®に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- (N) NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社及び本メニューの開発元である TIBCO Software Inc.はお客様に対してソフトウェアライセンスの使用状況に関する監査権を持つことができるものとします。
- (O) NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)ならびに NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社のホームページにおいて公開する「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱い」に従い、本メニューに関するサービスの提供(プロビジョニング、サポート、設定、開発、メンテナンス及び問い合わせ対応等その他関連する連絡)のため、契約者の個人情報を適切に収集・利用・管理し、委託先にも適切に利用・管理させ、委託先の利用・管理に伴い生ずる一切の責任を負います。
- (P) NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社は、前項に規定する目的を達成するため、契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を、電子メール等の電子的方法により、TIBCO Software Inc.およびティブコパートナーソリューションズ株式会社に提供します。契約者はこれに同意し、また、契約者の担当者等から個人情報保護法上必要な同意を取得するものとします。

##### B 料金算定方法

- (A) 本メニューに係る契約期間内での契約の解除があった場合の違約金として、算定された金額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

別紙 3 分析

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1)データ分析 Alkano	NTT データ 数理システムが提供している Alkano を SDPF サービス (データ利活用)で提供するもの

2 各メニューの提供条件等

(1) データ分析 Alkano

A 提供条件

- (A) 本メニューに係る契約は、本メニューの申込を当社の指定する方法で申込を行い、当社が承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- (B) 本メニューの利用に係る契約期間は、1ヶ月または12ヶ月です。
- (C) 契約期間の最終日の10営業日前までに、本メニューの解約申込みがない場合は、契約期間は当初の選択に従い1ヶ月又は12ヶ月延長され、以後も同様とします。
- (D) (C)で定めた契約期間は、ライセンスの追加の申込がある場合でも当初の契約期間とします。
- (E) 契約期間内に契約の解除があった場合は、契約期間に相当する利用額(契約の解除があった単位に係る月額上限料金に1ヶ月または12ヶ月を乗じた額とします)から、利用開始から契約の解除があった日までの期間において元に支払のあった額を差し引いた額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。
- (F) 12ヶ月契約の場合、契約期間終了に関して当社は契約者に対して、契約期間終了の1ヶ月前に通知するものとします。
- (G) 本メニューは、SDPF サービスを日本で契約した場合にのみ利用いただけます。また、本メニューをSDPF サービス以外の環境で利用した場合、本メニューの利用を停止します。
- (H) 本メニューの廃止日までに、契約者にて本メニューに関わるソフトウェアの消去を実施するものとします。
- (I) 本メニューの追加ライセンスをインストールしたことに伴う本メニュー以外の既存ソフトウェアなどに不具合が生じた場合は、弊社は責任を負わないものとします。
- (J) 本メニューの利用にあたっては、本規約の定めに加え、ソフトウェア使用許諾書 ([https://www.msi.co.jp/packages/agreement/pdf/Alkano\\_220329.pdf](https://www.msi.co.jp/packages/agreement/pdf/Alkano_220329.pdf)) が適用されます。
- (K) ソフトウェア使用許諾書の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約とソフトウェア使用許諾書の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- (L) 契約者が、ソフトウェア使用許諾書に違反した場合には、当社は、本メニューサービス提供を中止するものとします。
- (M) 株式会社 NTT データ数理システムが Alkano の提供を中止または停止する場合、当社は本メニューの提供を中止または停止するものとします。
- (N) 株式会社 NTT データ数理システムが Alkano に係る料金(株式会社 NTT データ数理システムが当社に請求するものを言います)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する Alkano に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- (O) 契約者に本メニューに係るライセンスを提供するために、申込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)を株式会社 NTT データ数理システムへ提供します。当社から株式会社 NTT データ数理システムに提供された個人情報は株式会社 NTT データ数理システムのプライバシーポリシー ([https://www.msi.co.jp/packages/agreement/pdf/Alkano\\_220329.pdf](https://www.msi.co.jp/packages/agreement/pdf/Alkano_220329.pdf))に従って取扱われるものとします。

B 料金算定方法

- (A) 本メニューに係る契約期間内での契約の解除があった場合の違約金として、算定された金額を当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

## 別紙 4 API 連携基盤

### 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) API Gateway as a Service X	様々なサービスを API 経由でつなぎ合わせてアプリケーションを構築できるようにする xTech ビジネスに必要な API マネジメントサービスを提供するもの

### 2 各メニューの提供条件等

#### (1) API Gateway as a Service X

##### A 提供条件

- (A) 本メニューの SLO については、本メニューに対応する各クラウド(Google Cloud Platform (GCP), Microsoft Azure (Azure), Amazon Web Service (AWS)) の SLO に準拠します。
- (B) 本メニューは、2023 年 10 月 1 日以降の新規利用申込はできません。